

**（5）居宅介護支援事業所及び
介護支援専門員の業務等の実態に
関する調査研究事業
（結果概要）**

(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業

1. 調査の目的

○平成27年度の介護報酬改定を踏まえ、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所(地域包括支援センター)並びに当該事業所に従事する介護支援専門員の業務実態を把握するとともに、利用者本位の考えに基づき、公平・中立に機能し、サービスの質を担保するための効果的・効率的な事業運営の在り方の検討に資する基礎資料を収集する。なお、平成15年度から隔年で老人保健事業推進費等補助金により「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務の実態に関する調査」が実施されており、本調査では主要な調査項目について経年的な変化を把握する。

2. 調査方法

○全国調査

全国の居宅介護支援事業所より単純無作為抽出した3,000事業所を対象に実施。ケアマネジャー調査票は選定した調査対象事業所に勤務するケアマネジャー全員を対象とし、利用者票、利用者本人票は利用者数の約20分の1を要介護度別に層化無作為抽出で選定して実施した。

全国の地域包括支援センターを対象に、都道府県、市区町村経由で依頼し、地域包括支援センター票をWeb調査にて実施。

○タイムスタディ調査

全国の居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所のうち、各都道府県の介護支援専門員協会を通じ、協力の同意を得られた事業所を対象に実施。調査対象事業所に勤務するケアマネジャー全員を対象に1か月間タイムスタディ調査を実施し、利用者調査票は各事業所において無作為抽出した3名および医療ニーズ、福祉ニーズを有する利用者1名ずつの計5名を選定して実施した。

(各調査の回収数および有効回答率)

	調査票名	母集団	発出数	回収数	有効回答率(%)
全国調査	事業所調査票	38,233	3,000	1,648	54.9
	ケアマネジャー調査票	-	15,000	4,890	-
	利用者調査票	-	12,000	6,174	-
	利用者本人調査票	-	12,000	5,969	-
タイムスタディ調査	事業所・ケアマネジャー調査票	-	118	101	85.6
	ケアマネジメント業務に関するタイムスタディ調査票	-	1,180	435	-
	利用者調査票	-	590	521	88.3
地域包括支援センター調査票		4,557	4,557	2,462	54.0

(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業

3. 調査結果概要

○経年変化について

- ・ 職員数は調査開始以降、常勤職員数が増加しており、前回調査(平成25年)では2.9人、今回調査では3.0人であった。
- ・ ケアマネジャー1人(勤務時間160時間)あたり担当利用者数の平均は、前回調査(平成25年)の36.2人から、今回調査では34.6人に減少した。

○特定事業所加算について

- ・ 特定事業所加算を取得している事業所では、「事業所内で年間研修計画を立てている」88.8%、「人材育成のために外部研修を計画的に活用している」78.7%、「主任ケアマネジャー等がスーパーバイズを行っている」51.4%であり、特定事業所加算を取得していない事業所よりも実施している割合が高い。

○個別サービス計画について

- ・ サービス提供事業所からの個別サービス計画の取得と活用について、特定事業所加算取得事業所、ケアマネジャー1名で運営している事業所(以下1人ケアマネ事業所)、その他事業所のいずれも、70%以上の事業所が取得した個別サービス計画の内容がケアプランに沿っているか確認していた。

○医療機関等との連携状況

- ・ 調査対象利用者のうち、「入院者数に占める情報提供を行った人数」と「退院者に占める面談を行った人数」の割合は、特定事業所加算取得事業所においてはそれぞれ約65%であった。
- ・ 訪問看護師との連携状況について、ケアマネジャー別にみると、「ケアプランの作成、変更にあたり意見を求めている」割合は、経験年数1年未満では68.6%、経験年数5年以上では86.5%と、経験年数による差が見られた。

○看取りへの対応状況

- ・ 在宅での看取りを予定して行う支援について事業所としての取り決め等がある事業所は、特定事業所加算取得事業所で27.5%、1人ケアマネ事業所で24.7%、その他の事業所で26.0%であった。また、在宅で看取りを行った利用者の割合(過去1年間)については、「0%」が特定事業所加算取得事業所で23.5%、1人ケアマネ事業所で58.9%、その他の事業所で42.0%であった。

○ケアマネジャー業務の課題について

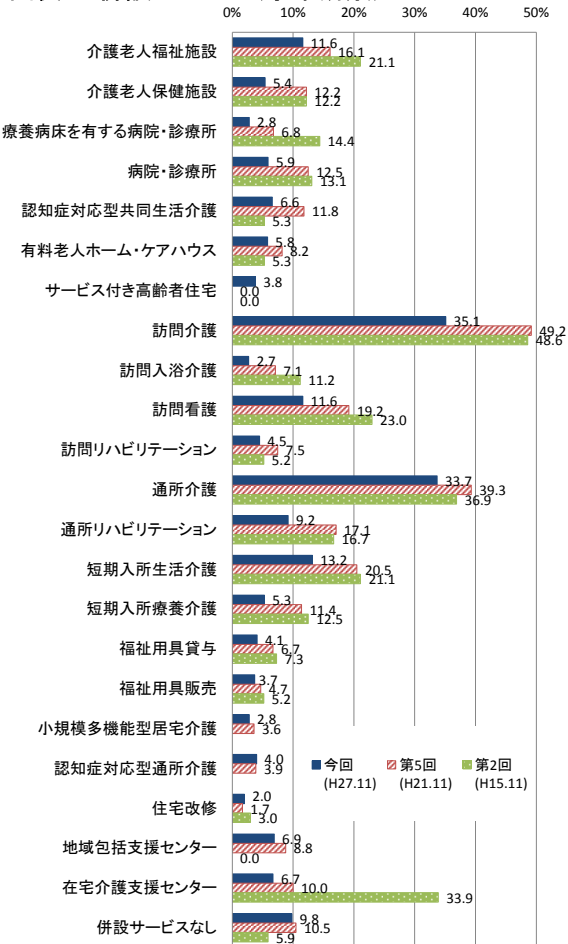
- ・ 勤務上の悩みでは「自分の能力や資質に不安がある」が約40%、「賃金が低い」が約30%と他の項目よりも高い結果となった。また、1人ケアマネ事業所では、「相談できる相手がいない」という回答が、特定事業所加算取得事業所やその他の事業所と比べて高く、30%を超えていた。

(5) 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

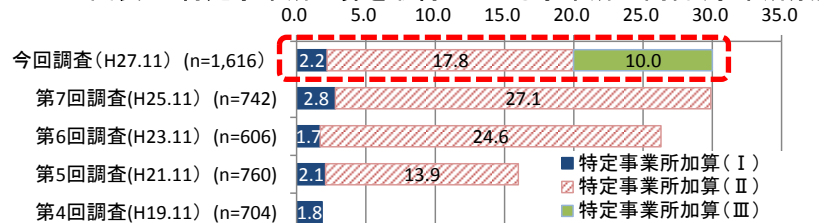
【調査項目の経年変化(事業所の基本情報)】

- 併設サービスは、過去の調査(平成15年、21年)と比較すると、全体として減少している。(図表1)
- 特定事業所加算(Ⅰ)を取得している事業所の割合は2.2%、同加算(Ⅱ)は17.8%、同加算(Ⅲ)は10.0%であった。(図表2)
- 職員数は調査開始以降、「常勤」が増加しており、前回調査(平成25年)では2.9人、今回調査では3.0人であった。(図表3)
- ケアマネジャー1人(勤務時間160時間)あたり担当利用者数の平均は、前回調査(平成25年)の36.2人から今回調査34.6人に減少した。(図表4)

図表1 併設サービス(事業所票)

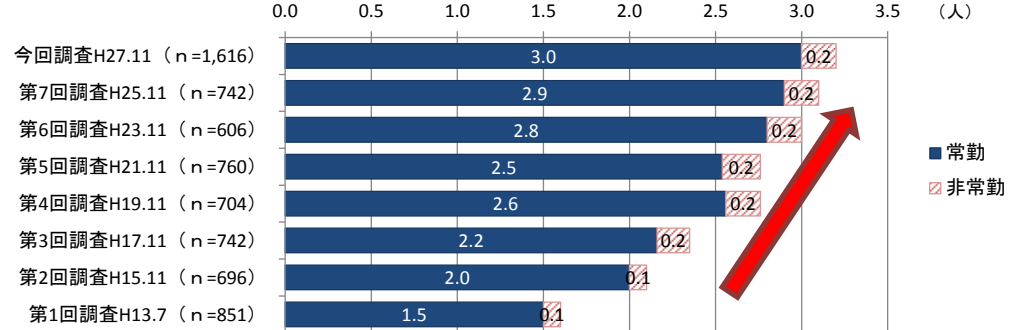


図表2 特定事業所加算を取得している事業所の割合(事業所票)

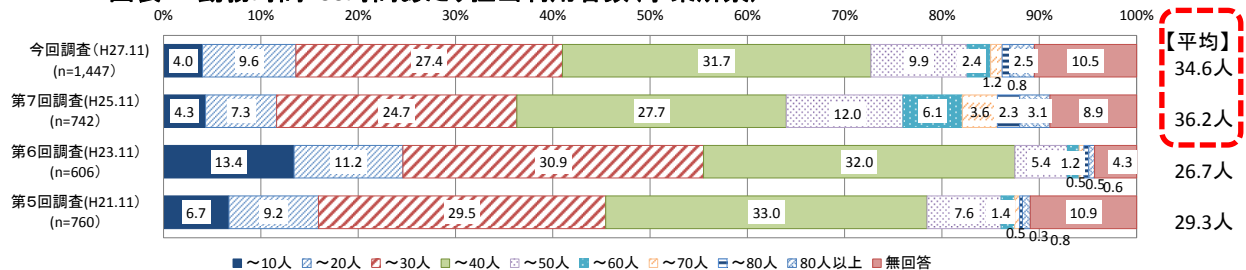


※ 調査票該当箇所: 事業所調査票P1 2(2)併設施設の状況、P2 3(13)特定事業所加算の有無、P3 5(1)ケアマネジャー数、p2 4(2)平成27年9月分の給付管理を行った実利用者数、P8ケアマネジャー個別の属性等

図表3 1事業所あたり職員数(常勤換算)(事業所票)



図表4 勤務時間160時間あたり担当利用者数(事業所票)



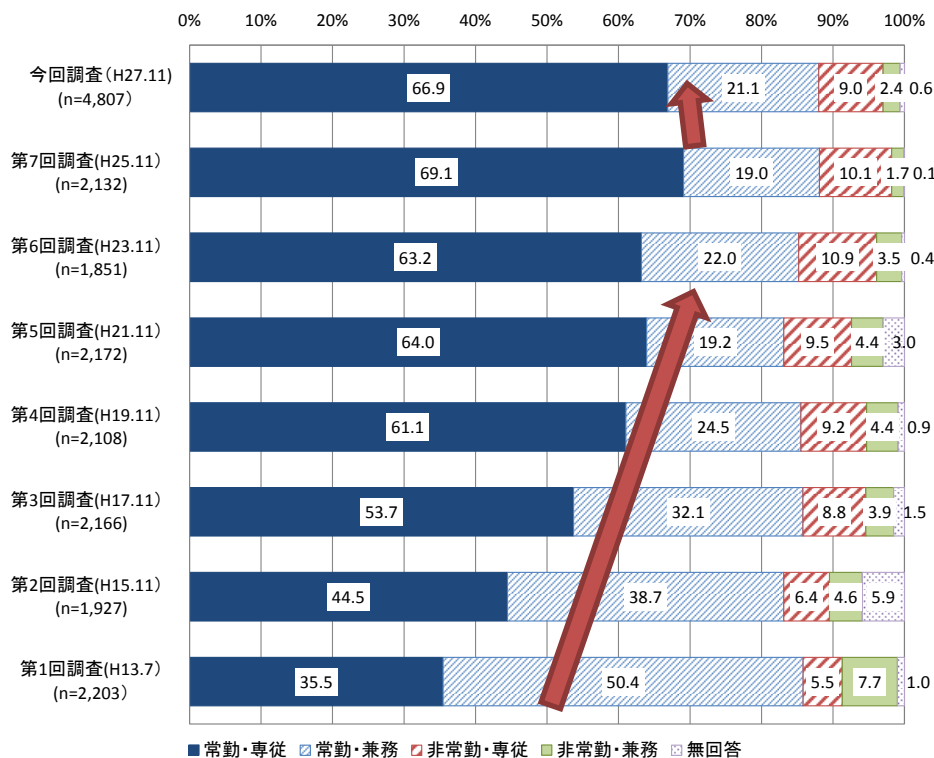
(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

【調査項目の経年変化(ケアマネジャーの基本情報)】

○勤務形態は、「常勤専従」が増加傾向にあったが、前回調査(平成25年)の69.1%から、今回調査では66.9%に減少し、「常勤兼務」が19.0%から21.1%と若干増加した。(図表5)

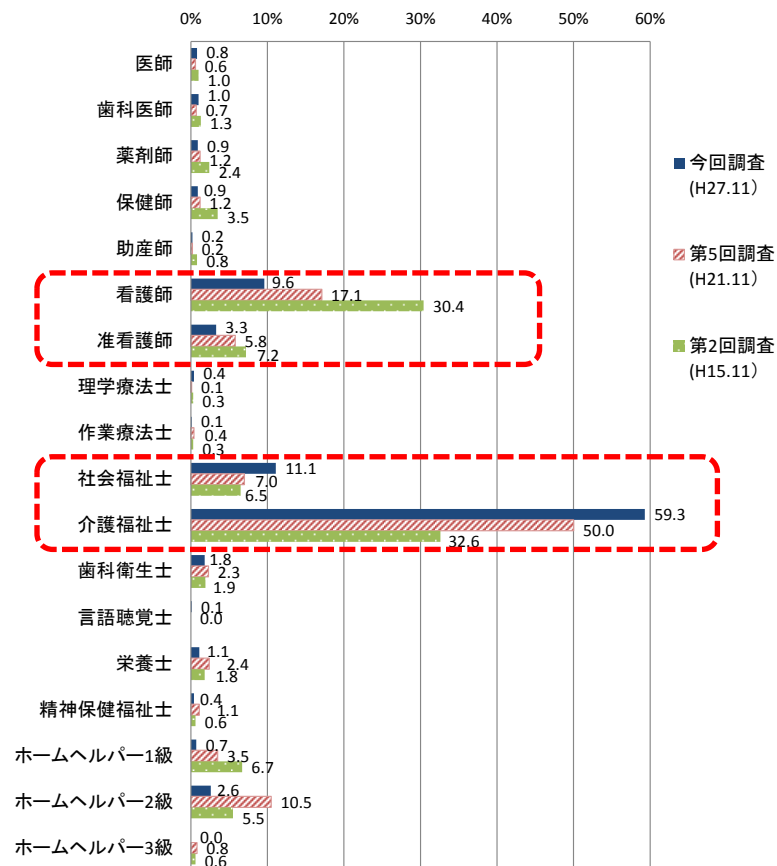
○介護支援専門員の保有資格については、過去の調査と比較すると、介護福祉士、社会福祉士は増加し、それぞれ59.3%、11.1%となっている。看護師、准看護師は減少し、それぞれ9.6%、3.3%となっている。(図表6)

図表5 勤務形態(ケアマネジャー票)



※ 調査票該当箇所: ケアマネジャー調査票P1 1(4)勤務形態、事業所調査票P8 ケアマネジャー個別の属性等

図表6 介護支援専門員の保有資格(事業所票)(複数回答)

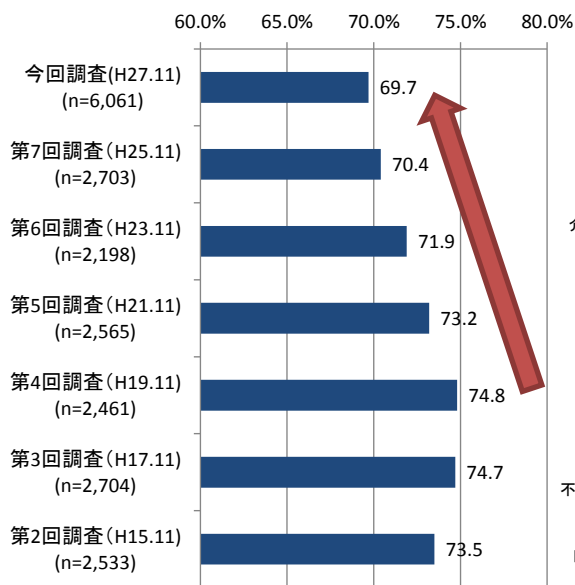


(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

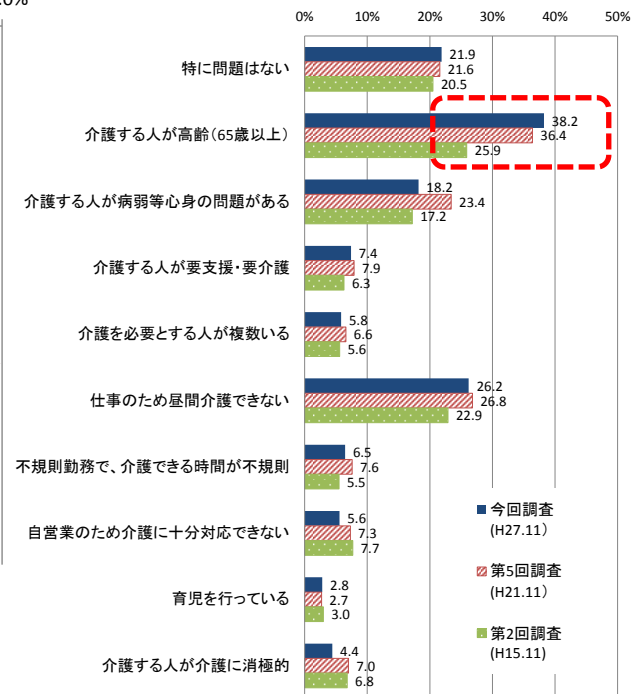
【調査項目の経年変化(利用者の基本情報)】

- 同居者のいる利用者の割合が第4回調査(平成19年)以降減少し、69.7%となっている。(図表7)
- 家族介護者等の状況については、第5回調査(平成21年)との比較では大きな変化は見られないが、第2回調査(平成15年)と比較すると「介護する人が高齢(65歳以上)の割合が高くなっており38.2%となっている。(図表8)
- 要介護度別の介護保険サービスの利用種類数(平均)に大きな変化は見られない。(図表9)

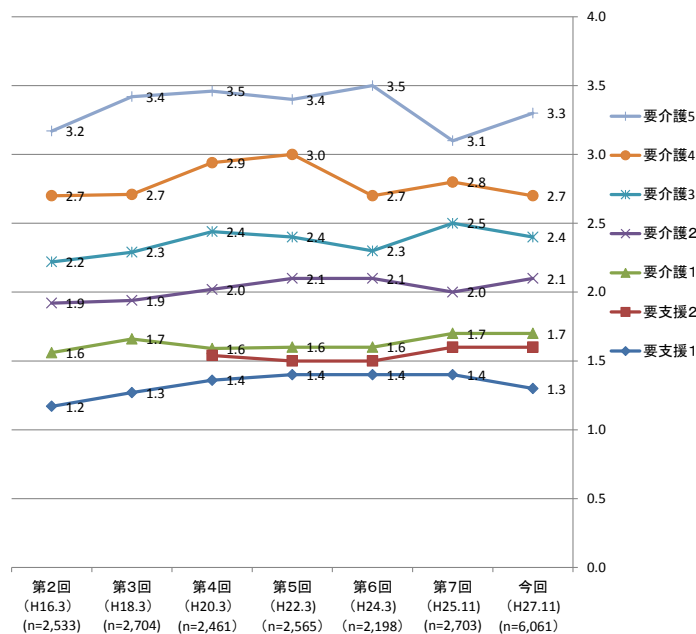
図表7 同居者の有無(利用者票)



図表8 家族介護者等の状況(利用者票)
(複数回答)



図表9 介護保険サービスの利用種類数(平均)
(利用者票)



※ 調査票該当箇所: 利用者調査票P2 2(5)同居者の有無、
2(6)1)家族介護者等の状況、3(1)介護保険サービスの利用状況

(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

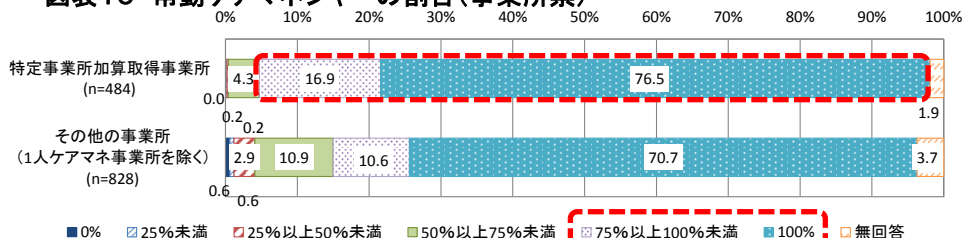
【特定事業所加算の有無別の比較(1/3)】

○常勤ケアマネジャーの割合をみると、常勤ケアマネジャーが75%以上の事業所の割合は、特定事業所加算取得事業所では93.4%、その他の事業所(1人ケアマネ事業所を除く)では81.3%であった。

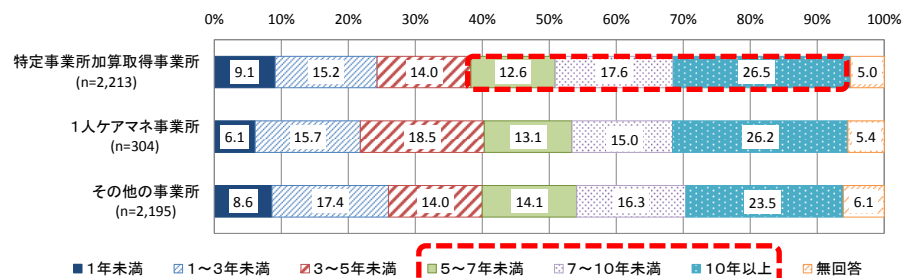
(図表10)

○ケアマネジャーの経験年数は、いずれの事業所も「5年以上」が半数を超えていた。(図表11)

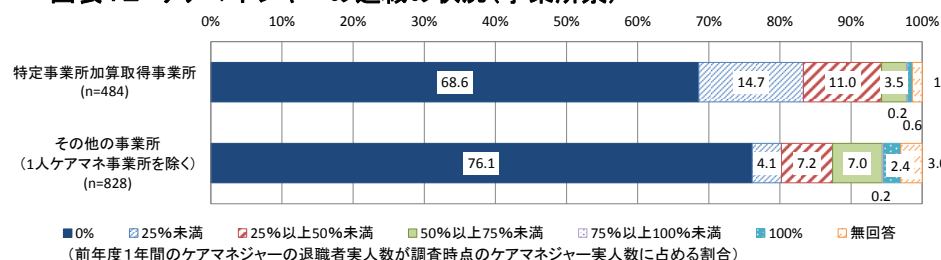
図表10 常勤ケアマネジャーの割合(事業所票)



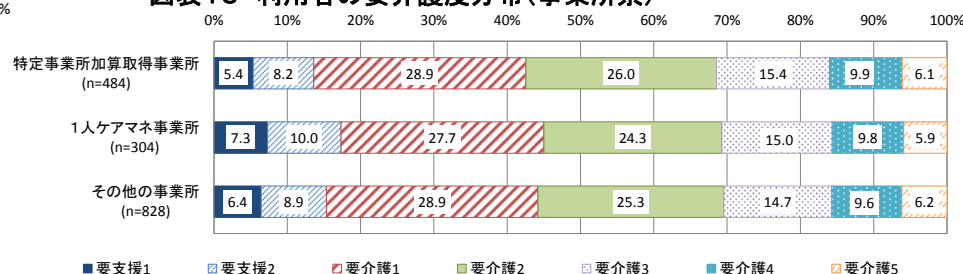
図表11 ケアマネジャーの経験年数(事業所票(ケアマネジャー属性))



図表12 ケアマネジャーの退職の状況(事業所票)



図表13 利用者の要介護度分布(事業所票)



<参考>

特定事業所加算の算定要件	特定事業所加算		
	I	II	III
①常勤専従の主任介護支援専門員の配置	2名	1名	1名
②常勤専従の介護支援専門員の配置	3名	3名	2名
③利用者情報等の伝達のための会議を定期的に開催	○	○	○
④24時間連絡体制の確保	○	○	○
⑤要介護3~5の利用者の占める割合が40%以上	○		
⑥事業所内の介護支援専門員に対する計画的な研修の実施	○	○	○
⑦地域包括支援センター経由の支援困難事例への対応	○	○	○
⑧地域包括支援センター主催の事例検討会等への参加	○		
⑨運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用なし	○	○	○
⑩介護支援専門員1人あたり利用者数が40名未満	○	○	○
⑪法定研修の実習等への協力体制の確保	○	○	○

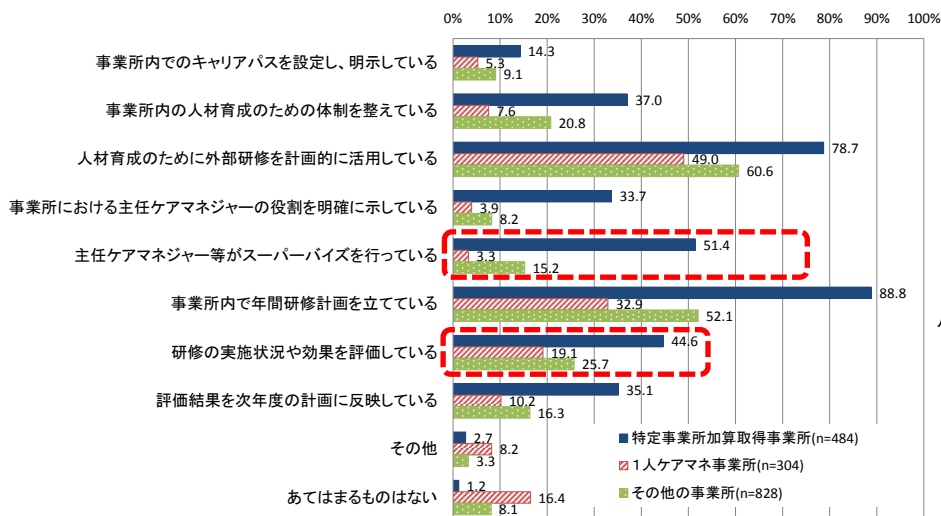
(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

【特定事業所加算の有無別の比較(2/3)】

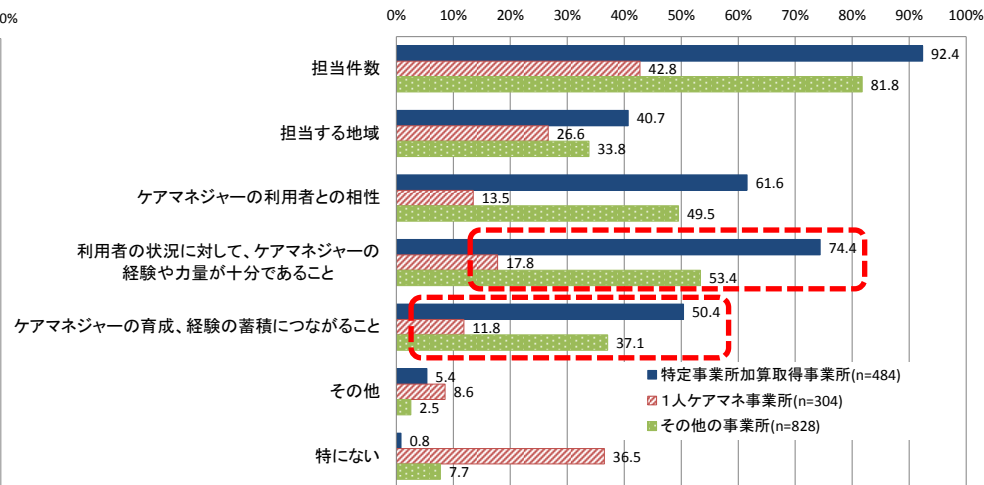
○「主任ケアマネジャー等がスーパーバイズを行っている」について、特定事業所加算取得事業所と1人ケアマネ事業所の回答割合は、それぞれ51.4%、3.3%であった。同様に、「研修の実施状況や効果を評価している」についての回答割合は、それぞれ44.6%、19.1%であった。(図表14)

○担当ケアマネジャーの割り当て方針については、特定事業所加算取得事業所では、「利用者の状況に対してケアマネジャーの経験や力量が十分であること」が74.4%、「ケアマネジャーの育成、経験の蓄積につながる」ことが50.4%であった。(図表15)

図表14 資質向上のための取組(事業所票)(複数回答)



図表15 担当ケアマネジャーの割り当て方針(事業所票)(複数回答)



※ 調査票該当箇所:事業所調査票P3 6(1)介護支援専門員の資質向上への取り組み、P4 6(9)ケアマネジャーの担当利用者の割り当ての際に考慮すること

(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

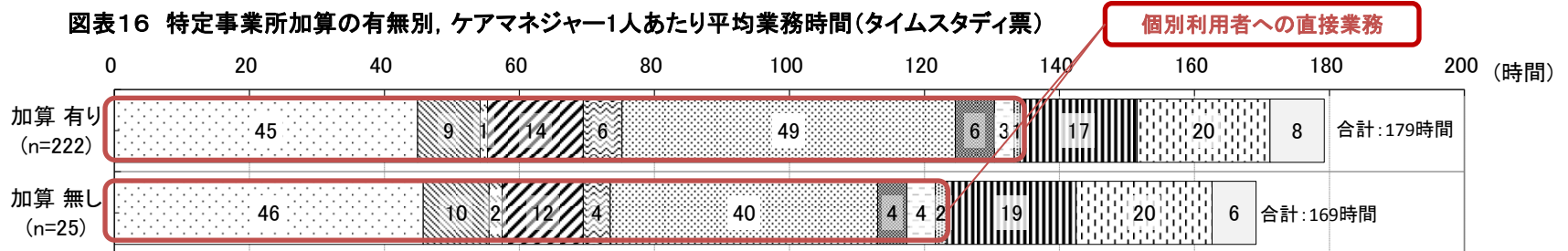
【特定事業所加算の有無別の比較(3/3)】

○特定事業所加算の有無別にケアマネジャー1人あたり平均業務時間を比較すると、特定事業所加算「有り」の事業所は平均179時間、「無し」の事業所は平均169時間であった。

(図表16)

○特定事業所加算「有り」の事業所は、「無し」の事業所より個別利用者への直接業務の平均業務時間が長く、例えば、「アセスメント票・ケアプラン作成、記入、入力等」が49時間であった。(図表16)

図表16 特定事業所加算の有無別, ケアマネジャー1人あたり平均業務時間(タイムスタディ票)



個別利用者への直接業務

- 利用者宅への訪問
- 来所
- ▨ サービス担当者会議・専門的な意見の照会
- ▨ 利用者に係る事業所内での業務(報告・連絡等)
- ▨ 介護保険外サービスでの支援
- 区別がつかない間接業務時間(事務作業、研修等)
- ▨ 利用者宅以外への訪問
- 電話
- ▨ アセスメント票・ケアプラン作成、記入、入力等
- その他個別マネジメント業務
- ▨ 間接的な業務(関係機関との連携、報酬請求作業、管理者業務等)
- 兼務業務

参考) 特定事業所加算の有無別, ケアマネジャー1人あたり担当利用者数および利用者の平均要介護度

	ケアマネジャー1人あたり 平均担当利用者数	平均要介護度
特定事業所加算 有りの事業所(n=48)	25.0	2.3
特定事業所加算 無し の事業所(n=13)	25.6	2.3

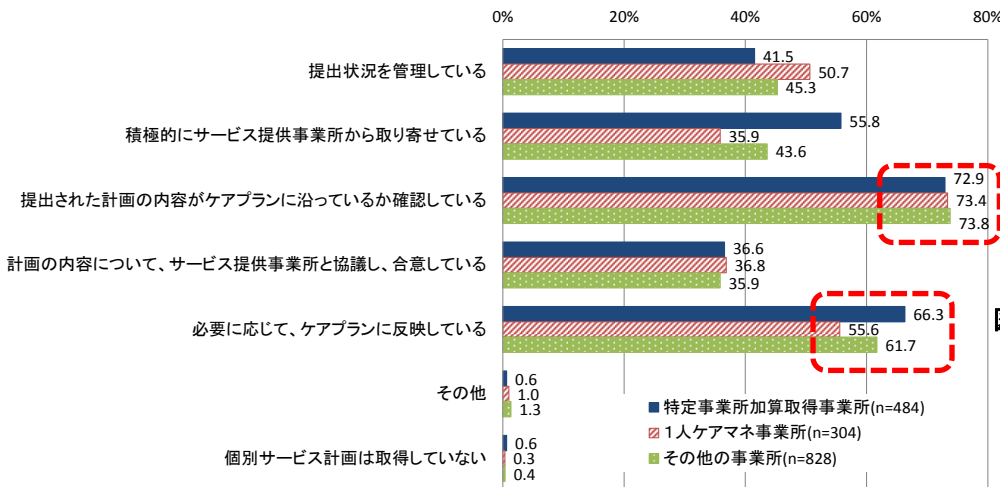
※ 調査票該当箇所:
事業所・ケアマネジャー調査票P2 4 ケアマネジャー個別の属性等、
P2 5 居宅介護支援・介護予防支援の利用者数の状況

(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

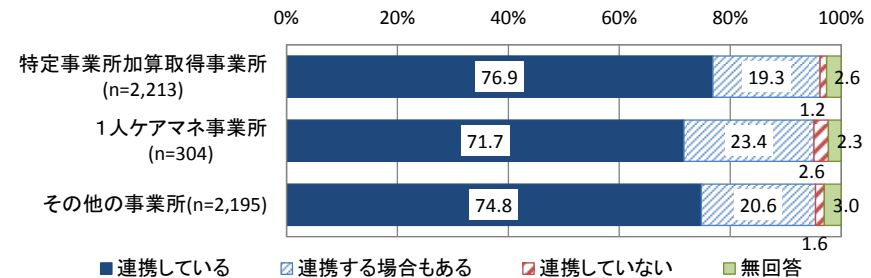
【個別サービス計画の取得状況】

○サービス提供事業所からの個別サービス計画の取得と活用については、事業所が管理している内容として、「提出された計画の内容がケアプランに沿っているか確認している」については、いずれの事業所においても70%以上となっていた。また、「必要に応じて、ケアプランに反映している」については、特定事業所加算取得事業所では66.3%、1人ケアマネ事業所では55.6%となっていた。(図表17)

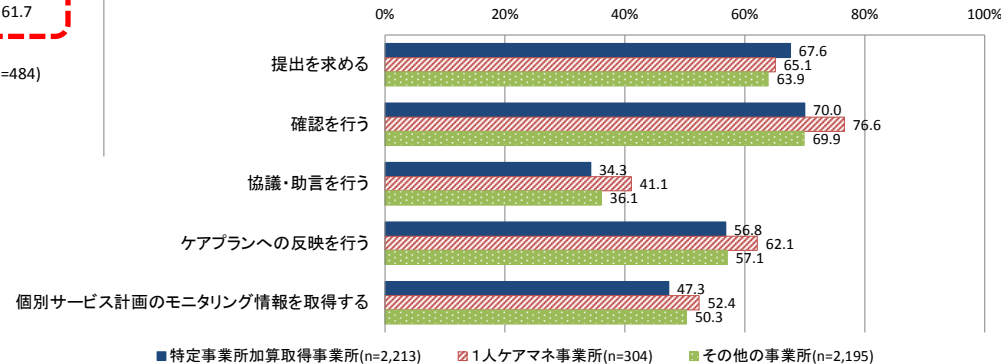
図表17 サービス提供事業所からの個別サービス計画の取得と活用について、事業所が管理していること(事業所票)(複数回答)



図表18 ケアプラン作成における多職種との連携(ケアマネジャー票)



図表19 個別サービス計画について「実施している」内容(ケアマネジャー票)



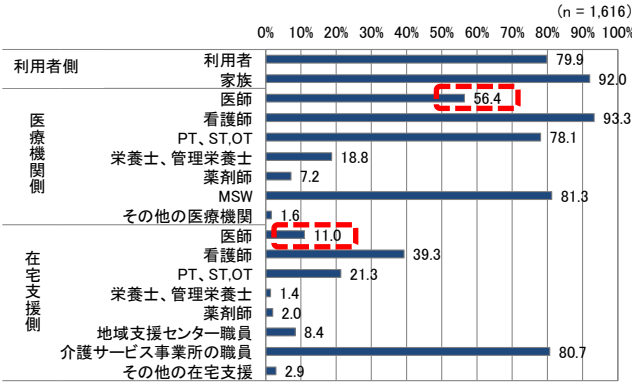
※ 調査票該当箇所: 事業所調査票P6 8(1)サービス提供事業所からの個別サービス計画の取得と活用について、事業所が管理していること、ケアマネジャー調査票P3 4(4)1)ケアプラン作成にあたっての多職種との連携の有無、P5 4(16)個別サービス計画について

(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

【医療機関等との連携状況】

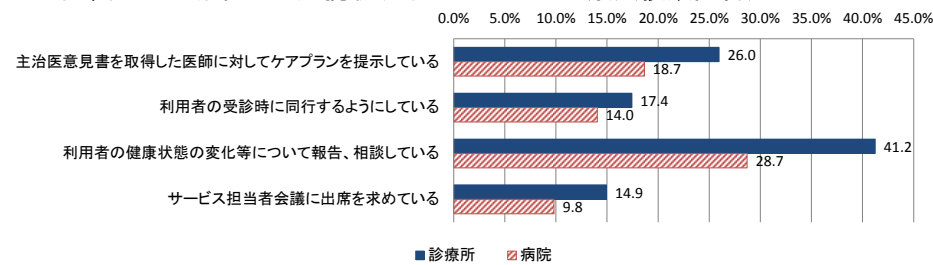
- 退院時カンファレンスに医療機関側(病院)の医師が参加する割合は56.4%、在宅支援側の医師が参加する割合は11.0%であった。(図表20)
- 調査対象利用者のうち、「入院者数に占める情報提供を行った人数」と「退院者に占める面談を行った人数」の割合は、特定事業所加算取得事業所においてはそれぞれ約65%であった。(図表21)
- 訪問看護師との連携状況については、「ケアプランの作成、変更にあたり意見を求めている」割合は、経験年数1年未満では68.6%、経験年数5年以上では86.5%等、全般にケアマネジャーの経験年数による差がみられた。(図表23)

図表20 退院時カンファレンスの主な参加者(事業所票)

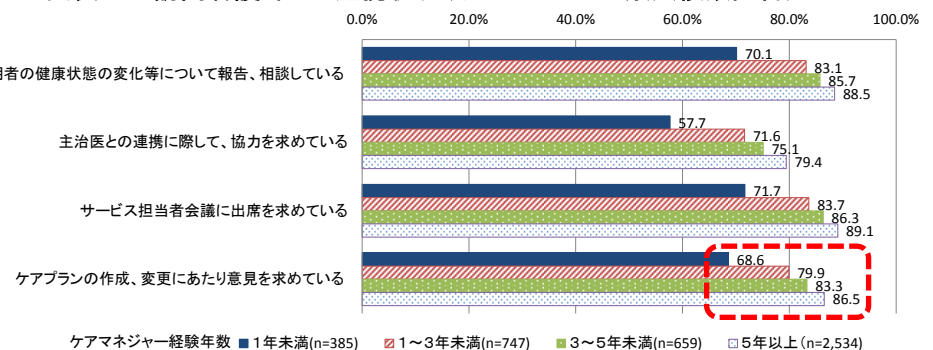


※ 調査票該当箇所: 事業所調査票P6 7(3)4)ケアマネジャーが退院時、カンファレンスに参加している場合、貴事業所職員以外の主な参加者、利用者調査票P4 5(1)このケースにおける主治医との連携の状況、(3)入退院の状況、ケアマネジャー票

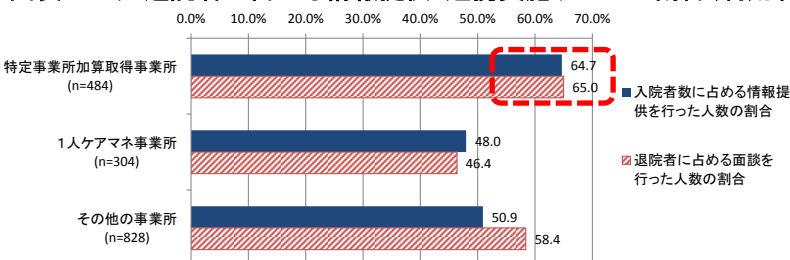
図表22 主治医との連携状況(ケアマネジャー票)(複数回答)



図表23 訪問看護師との連携状況(ケアマネジャー票)(複数回答)



図表21 入退院者に占める情報提供・連携実施ケースの割合(利用者票)



※ 調査票該当箇所: 利用者調査票P4 5(1)このケースにおける主治医との連携の状況、(3)入退院の状況

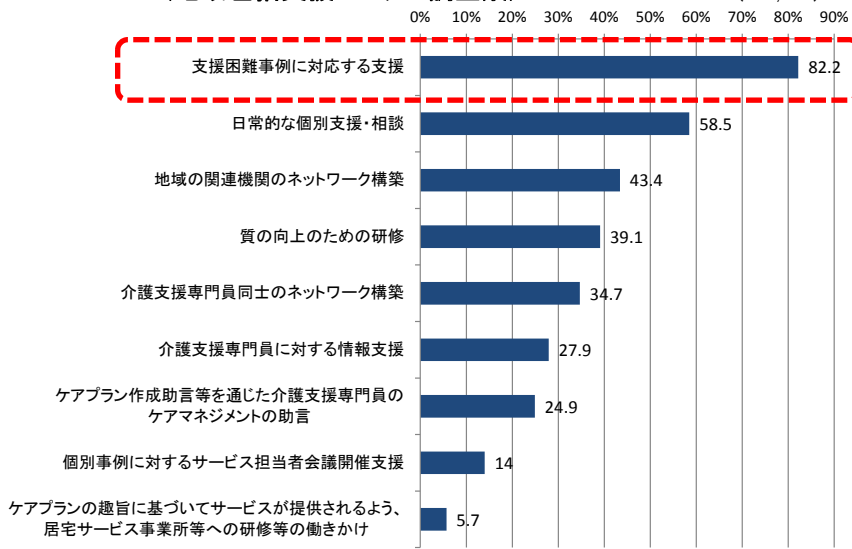
(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

【他機関・地域との連携状況(1/2):地域包括支援センター】

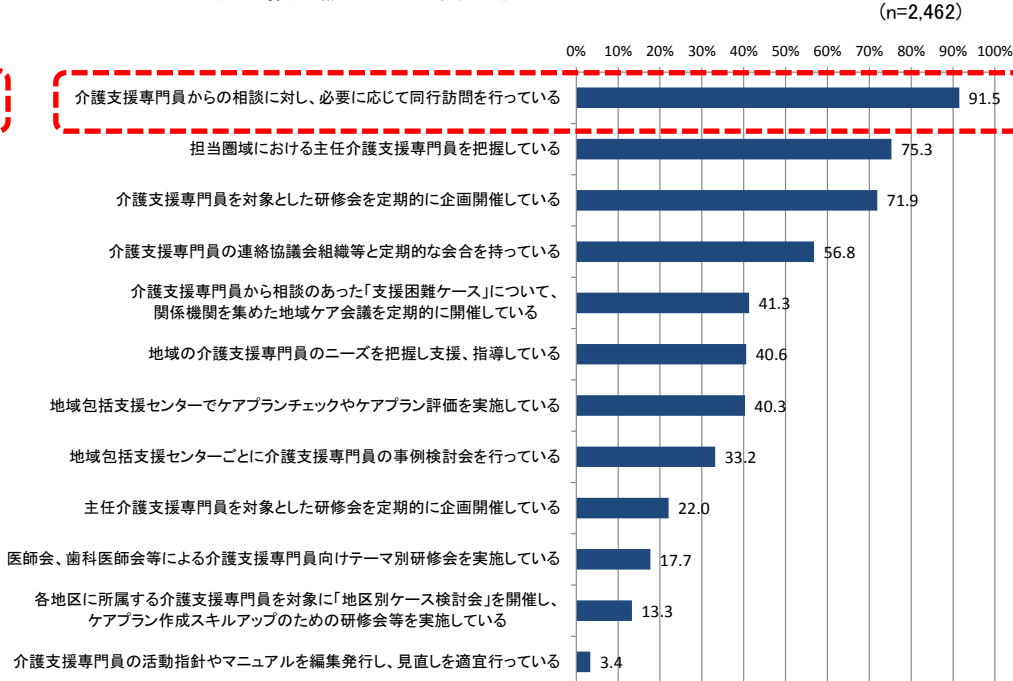
○地域包括支援センターにおいて、地域の居宅介護支援事業所や介護支援専門員との関わりにおいて、特に重視している取組としては「支援困難事例に対応する支援」の割合が82.2%であった。(図表24)

○地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員の指導、支援として、実施している取組としては「介護支援専門員からの相談に対し、必要に応じて同行訪問を行っている」の割合が、91.5%であった。(図表25)

図表24 担当生活圏域の居宅介護支援事業所や介護支援専門員との関わりにおいて、特に重視している取組(複数回答)
(地域包括支援センター調査票) (n=2,462)



図表25 介護支援専門員の指導、支援として、実施している取組(複数回答)
(地域包括支援センター調査票) (n=2,462)



※ 調査票該当箇所: 地域の居宅介護支援事業所・介護支援専門員との関わりについて(1)担当生活圏域の居宅介護支援事業所や介護支援専門員との関わりにおいて、特に重視している取組(主なものを3つ)、(2)介護支援専門員の指導、支援として、実施している取組

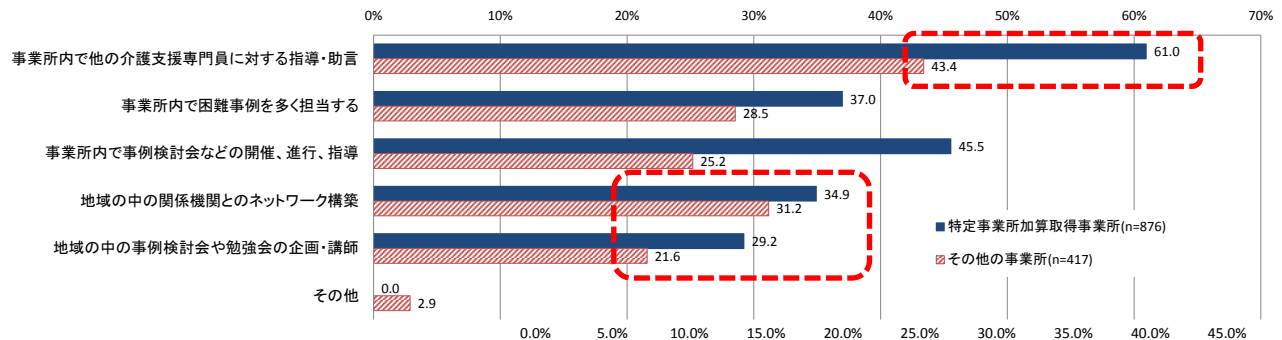
(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

【他機関・地域との連携状況(2/2): ケアマネジャーの認識】

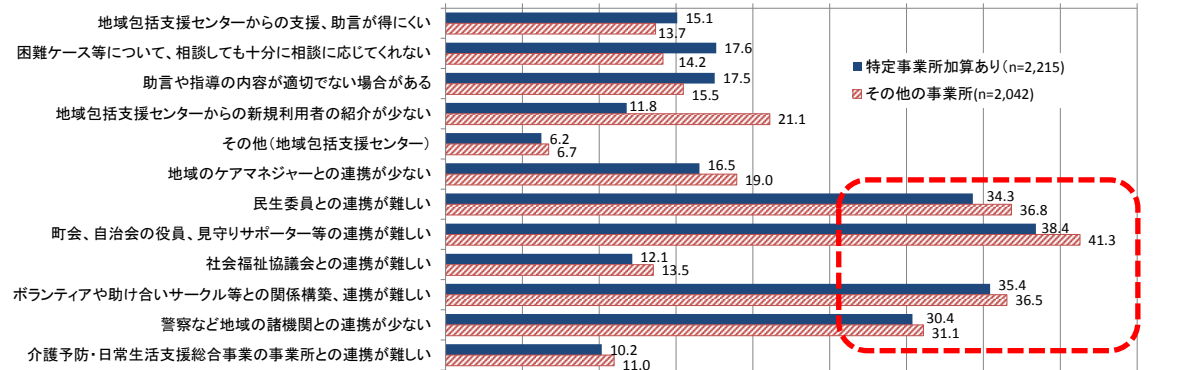
- 主任介護支援専門員が担う役割について、特定事業所加算取得事業所のケアマネジャーは、「事業所内で他の介護支援専門員に対する指導・助言」が61.0%（その他の事業所は43.4%）であった。また、地域との関わりに関する項目では「地域の中の関係機関とのネットワーク構築」が34.9%（その他の事業所は31.2%）、「地域の中の事例検討会や勉強会の企画・講師」が29.2%（その他の事業所は21.6%）であった。（図表26）
- 地域包括支援センター及び地域内関係者との連携における課題については、「町会、自治会の役員、見守りサポーター等の連携が難しい」、「民生委員との連携が難しい」、「ボランティアや助け合いサークル等との関係構築、連携が難しい」等の回答がいずれも30%以上であった。（図表27）

図表26 主任介護支援専門員が担う役割
(ケアマネジャー票)(複数回答)

※ 調査票該当箇所: ケアマネジャー調査票P6 4(20)
主任介護支援専門員研修受講後の役割



図表27 地域包括支援センター及び地域内関係者との連携における課題(ケアマネジャー票)
(複数回答)



(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

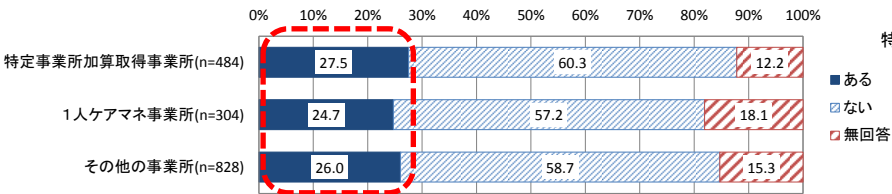
【看取りの対応状況(1/2)】

○在宅での看取りを予定して行う支援について事業所としての取り決め等がある事業所は、特定事業所加算取得事業所で27.5%、1人ケアマネ事業所で24.7%、その他の事業所で26.0%であった。(図表28)

○「取り決め等がある事業所」のうち、事業所としての取り決め等の内容については、「在宅看取りを行うために連携等について取り決めを行っている医療機関・訪問看護ステーションがある」が最も多く、56.7%であった(図表29)

○在宅で看取りを行った利用者の割合(過去1年間)については、「0%」が特定事業所加算取得事業所で23.5%、1人ケアマネ事業所で58.9%、その他の事業所で42.0%であった。(図表30)

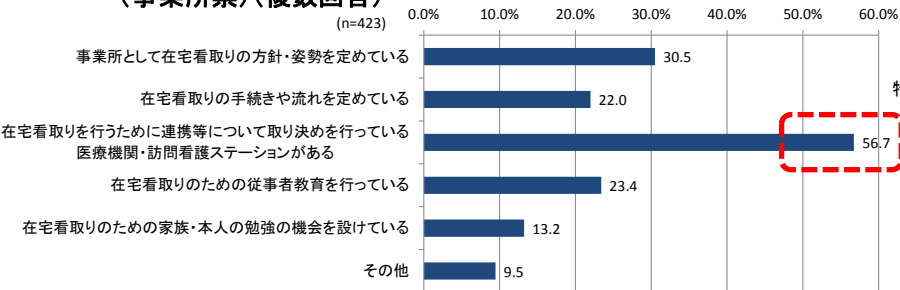
図表28 在宅における看取りを予定して行う支援について事業所としての取り決め等の有無(事業所票)



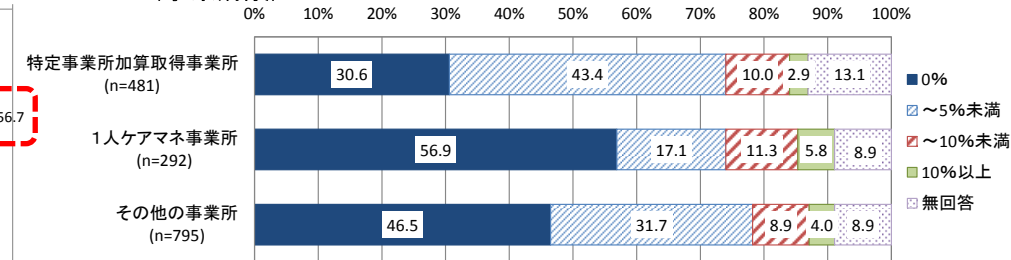
図表30 在宅で看取りを行った利用者(過去1年間;対登録者比率)(事業所票)



図表29 在宅における看取りを予定して行う支援について事業所としての取り決め等の内容(図表28のうち取り決め等がある423事業所)(事業所票)(複数回答)



図表31 在宅からの入院期間が30日以内で亡くなった利用者の割合(過去1年間)(事業所票)



※ 調査票該当箇所:事業所調査票P6 7(4)1)在宅で看取りを行った利用者数、2)在宅からの入院期間が30日以内で亡くなった利用者数、(5)在宅における看取りを予定して行う支援について事業所として取り決め等がありますか1)「ある」の場合、その内容

(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

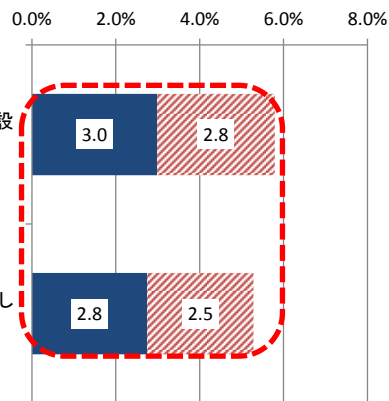
【看取りの対応状況(1/2)】

○在宅で看取りを行った利用者数および入院30日以内死亡数の利用者数に占める割合の合計は、医療系サービスを併設している事業所では合計5.8%(3.0%+2.8%)、併設なしでは5.3%(2.8%+2.5%)。医療系の基礎資格を有するケアマネジャーがいる事業所では7.2%(3.7%+3.5%)、いない事業所では4.6%(2.4%+2.2%)であった。(図表32、図表33)

○在宅における看取りを予定して行う支援について事業所としての取り決め等がある事業所は、利用者数合計に占める「在宅で看取りを行った利用者の割合」は5.0%、「入院30日以内に死亡した利用者の割合」は3.9%であり、取り決め等がない事業所はそれぞれ1.9%、2.2%であった。(図表34)

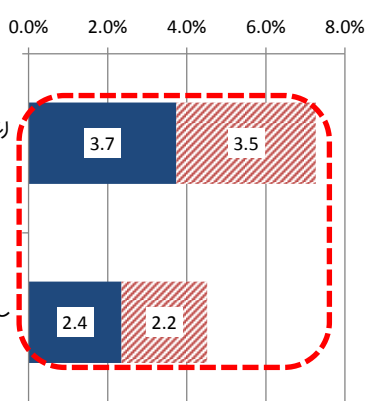
図表32 在宅看取り数と入院30日以内死亡数の割合(事業所票)

医療系サービスの併設の有無別



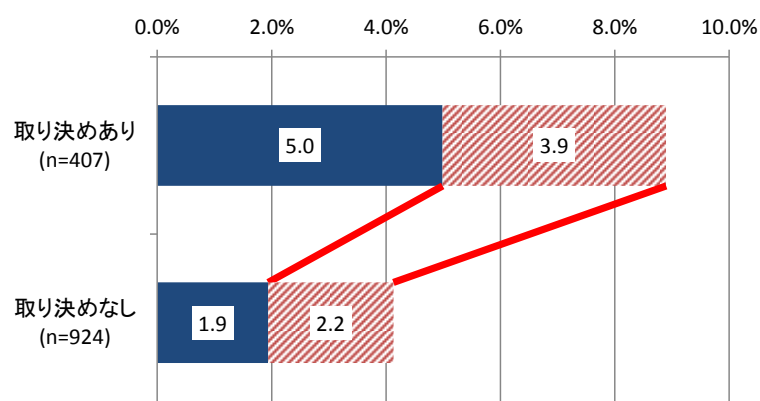
図表33 在宅看取り数と入院30日以内死亡数の割合(事業所票)

医療系の基礎資格を有するケアマネジャーの配置の有無別



図表34 在宅看取り数と入院30日以内死亡数の割合(事業所票)

看取りに関する取り決めの有無別



■ 在宅で看取りを行った利用者の割合
 ▨ 入院30日以内に亡くなった利用者の割合

医療系サービス: 介護老人保健施設、療養病床を有する病院・診療所、病院・診療所(上記以外)、訪問看護(介護予防含む)、短期入所療養介護(介護予防含む)

■ 在宅で看取りを行った利用者の割合
 ▨ 入院30日以内に亡くなった利用者の割合

医療系基礎資格: 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師

■ 在宅で看取りを行った利用者の割合
 ▨ 入院30日以内に亡くなった利用者の割合

※ 調査票該当箇所: 事業所調査票P6 7(4)1)在宅で看取りを行った利用者数、2)在宅からの入院期間が30日以内で亡くなった利用者数

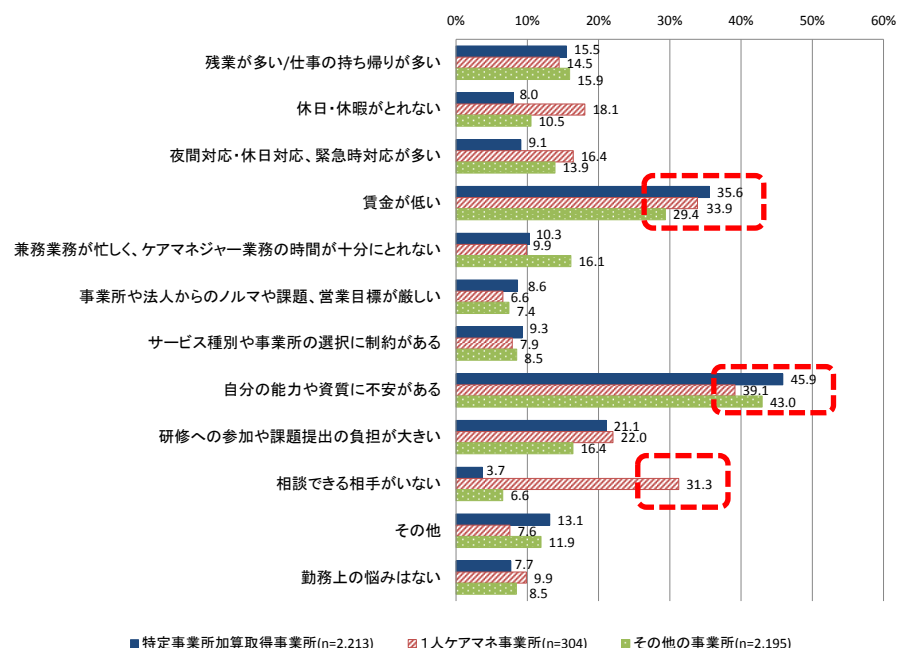
(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

【業務プロセスの実施状況(1/2)】

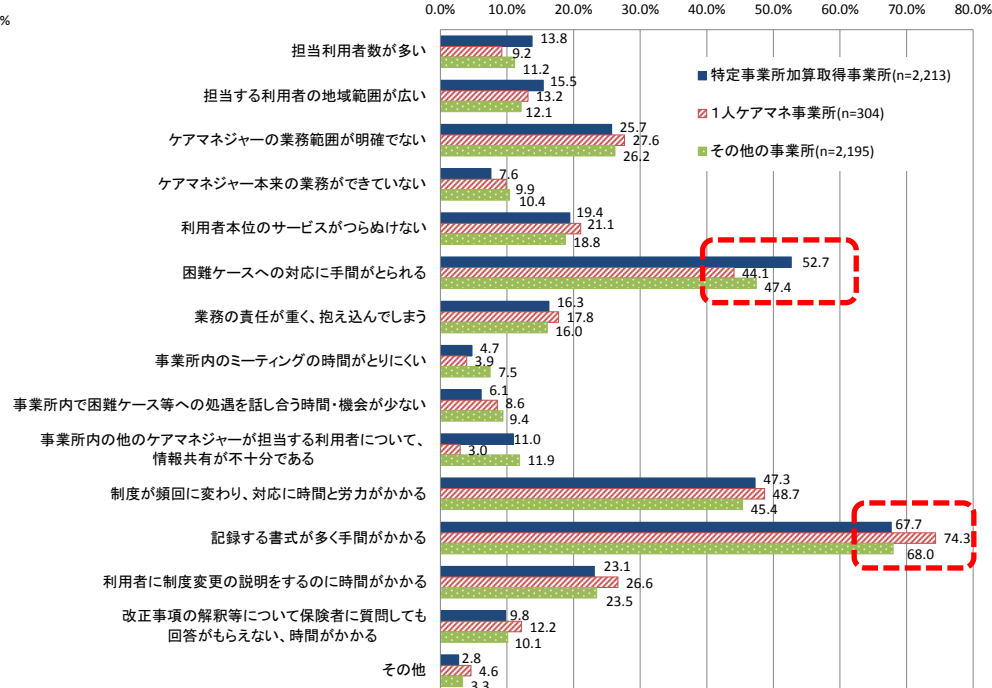
○ケアマネジャーの勤務上の悩みでは、「自分の能力や資質に不安がある」が約40%、「賃金が低い」が約30%と他の項目よりも高くなっていた。1人ケアマネ事業所では、「相談できる相手がいない」という回答が、特定事業所加算取得事業所やその他の事業所と比べて高く、30%を超えていた。(図表35)

○業務遂行に関する悩みでは、「記録する書式が多く手間がかかる」が約70%と最も多く、「困難ケースへの対応に手間がとられる」の回答も約50%と多くあげられた。(図表36)

図表35 勤務上の悩み(ケアマネジャー調査票)(複数回答)



図表36 業務遂行に関する悩み(ケアマネジャー調査票)(複数回答)



【自由記述においてみられた書類作成に関する意見】

- ・ 地域包括支援センターからの支援困難ケースの紹介が増えてきている中、訪問や対応に時間がかかり、書類作成の時間を捻出することが難しいことがあるため、書類の簡素化を望みたい。
- ・ 書類作成等の業務に負担がかかるため、利用者や家族との面談等にゆとりをもって対応できない場合がある。
- ・ 特定事業所集中減算のための計算書作成などの書類作成に多くの時間が必要であり、負担が大きい。

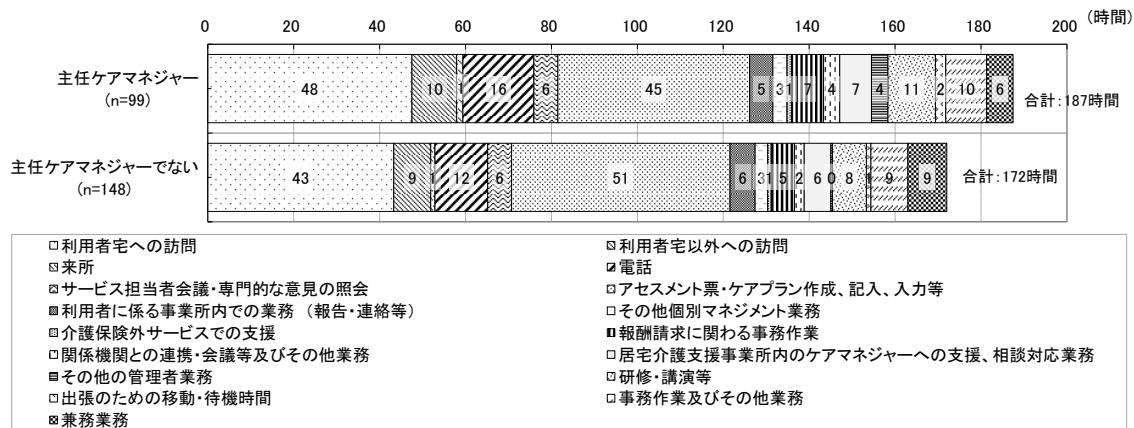
(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

【業務プロセスの実施状況(2/2)】

○1か月の平均業務時間について、主任ケアマネジャーは187時間、主任ケアマネジャーでないケアマネジャーは172時間であった。(図表37)

○担当利用者数が多いケアマネジャーほど、個別利用者への直接業務の時間数が長くなってはいたが、間接的な業務時間数は長くなってはいなかった。(図表38)

図表37 資格別ケアマネジャー1人あたり業務時間
(タイムスタディ調査票)



図表38 担当利用者数別
ケアマネジャー1人あたり業務時間
(タイムスタディ調査票)

